

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月28日

公立大学法人福井県立大学 理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
附属図書館資料の受入・装備およびデータ作成等業務委託
- (2) 業務内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去3年間において大学図書館または公共図書館で1館以上の同種同程度の履行実績がある者であること。
- (5) 社内に図書館業務請負の組織を有し、本学に常駐する業務従事者のみでは解決困難な事案が発生した場合等において、業務従事者への支援が可能な体制を有している者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。
- (2) この入札に関する問合せ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学 財務課
電話 0776-61-6000

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期限
令和6年3月8日（金）16時

- (2) 提出方法
持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。
- (3) 提出先
3（2）と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

- (1) 入札書の提出方法
入札日当日に入札会場に持参し、提出すること。
- (2) 入札および開札の場所ならびに日時
 - ア 場所
公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス 図書館棟 1階会議室
 - イ 日時
令和6年3月21日（木） 10時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

- (1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 当該競争入札の落札決定の効果は、令和6年度予算発効時において生じる。

8 その他

- (1) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (2) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。
- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。